

柏市監査基準のポイント

(柏市監査基準：令和2年2月26日改正)

○平成29年6月に地方公共団体の監査の機能権限強化を目的とした地方自治法が改正され、各地方公共団体の監査委員は自ら監査基準を定め、監査等を行うにあたっては監査基準に従うこととした。また、総務大臣は、監査基準の策定について指針を示し、必要な助言を行うこととされた（令和2年4月施行）。

○平成31年3月に総務省から「監査基準（案）」が示され、それを踏まえて令和元年8月に全国都市監査委員会が「都市監査基準」の改訂を行ったことから、都市監査基準に準拠して柏市監査基準を改正したもの。

○柏市監査基準は、監査等を行うにあたって必要な基本原則と考えられる事項を規定したもの。

第1章 総則

【監査等の種類及びそれぞれの目的（第4条）】

○監査等の目的を監査等の種類ごとに規定

（例）第1号 財務監査：財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

第11号 決算審査：決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

第2章 一般基準

【監査等の実施（第7条）】

○必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施

またリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じ内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断

【監査調書等の作成及び保存（第9条）】

○年間監査計画及び実施計画、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成

第3章 実施基準

【監査等の実施方針及び計画の策定（第13条）】

○市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定

第4章 報告基準

【監査等の結果に関する報告等への記載事項（第21条）】

○報告等に記載する事項を統一化し、監査等の結果として記載する事項を規定原則として次の7項目その他監査委員が必要と認める事項を記載

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 本基準に準拠している旨 | (5) 監査等の主な実施内容 |
| (2) 監査等の種類 | (6) 監査等の実施場所及び日程 |
| (3) 監査等の対象 | (7) 監査等の結果 |
| (4) 監査等の着眼点 | |